

2010年4月9日第5回「新しい公共」円卓会議 佐野配布資料

市民の力で、命の水を生む奥山水源地域を保全するトラスト運動を促進する

21世紀、水は石油より貴重な資源になると言われています。その命の水を生む水源地域である奥山最上流域を守る市民活動が進められています。これを「新しい公共」の具体的な展開として、さらに進めていく必要があり、その方策を考えてみたいと思います。

- ① かつて林業家は自らの林地を豊かにするため、奥山、尾根筋、山の上部（3分の1）、急斜面、澤すじ、などの天然林を残してきた
- ② この天然林は経済的に活用できないにも関わらず、近年、代替わりによる膨大な相続税の発生などに対応するため、山林地主が売りに出すケースが増えつつあり、また、水源地域である奥山を外資や投資会社が買い取るような動きが出てきている（「中国に狙われる日本の水源林」新潮45 2010年4月号P. 84）
- ③ また、奥山の水源林については、敗戦直後から独立採算制で林業経営にかかり拡大造林（天然林を伐り払って成長の早い人工林に変える）を繰り返し、エネルギー革命、外材の流入、人件費の高騰などに対応できず、4兆円近い膨大な赤字を抱えた国・林野庁が、今もなお見境のない伐採を続けている
- ④ 日本の山林には売買規制が全くなく、外国人でも誰でも買うことができ、土地の私権は地下水にもおよび、奥山最上流域の水源、地下水をも私物化することが可能である

これに対して、林野庁による見境のない拡大造林を直ちにやめるとともに、市民の力で命の水を生む奥山水源地域を守る活動を促進するため以下のような方策をすすめる必要があります。

- ① 地下水を共有の資源と位置づけ、山林地に地下水涵養に必要な保全地域を設定し、とりわけ奥山上流域の水源林である天然林等の地域を保全エリアにする
- ② ①を受け、日本の山林地を林業地としてのみ見る見方をやめ、林業地域と水源涵養等公益的機能、生物多様性の確保を視点に入れた自然地域とにゾーニングをする
- ③ 既に市民によって2006年から奥山保全トラスト運動（日本熊森協会）が展開されており、現在1,536haが買い取られており、これを市民の力で、さらに促進する
- ④ これら市民のトラスト運動を促進するため、百年前の、1907年につくられた英国のナショナル・トラスト法のような「譲渡不能原則」（売却や抵当不可、国会議決による他強制収用されない）、「寄贈、遺贈の資産に対する非課税」などを定めるトラスト法を制定する

以上